

# (改正案)

## 新潟駅交通結節機能強化検討委員会開催要綱

### (目的)

第1条 新潟駅周辺地区（以下、「駅周辺」という。）において、交流人口の拡大や拠点性の向上を目指すため、次に掲げる事項について、専門的・学術の見地から幅広い意見を聴取し、駅周辺における交通結節機能強化に向けた計画を策定することを目的として、新潟駅交通結節機能強化検討委員会（以下、「委員会」という。）を開催する。

- (1) 駅周辺の広域的な交通結節機能強化策に係る事項
- (2) 公共交通を中心とした駅周辺まちづくりに係る事項
- (3) その他駅周辺広域交通計画に関し必要と認める事項

### (委員会構成)

第2条 委員会は、別表に掲げる委員、オブザーバー（以下、「委員等」という。）をもって構成する。

### (委員任期)

第3条 委員の任期は、就任承諾の日から2年を超えない範囲とする。

### (守秘義務)

第4条 委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (委員長及び委員長代理)

第5条 委員会には委員長及び委員長代理を置き、委員長は委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の進行を行う。

3 委員長がやむを得ず委員会に出席できない場合は、委員長があらかじめ指名したものがその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、必要の都度市長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員等以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3 委員会の会議は原則公開とする。ただし、会議における審議の内容が、新潟市情報公開条例第6条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。

### (事務局)

第8条 委員会の事務局は、新潟市都市政策部に置く。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

### 附則

### (施行期日)

この要綱は、令和元年 7月 8日から施行する。

この要綱は、令和元年 9月 6日から施行する。

# 別表

## 新潟駅交通結節機能強化検討委員会 名簿

### 【委員】

(順不同・敬称略)

所 属	氏 名
長岡技術科学大学大学院 教授	佐野 可寸志
東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 総務部 企画室 室長	三本 和彦
新潟交通株式会社 乗合バス部 部長	和田 徹
南口臨時バスターミナル使用者	関塚 政行
近隣大規模土地所有者 ・新潟駅南プラーカ商店街振興組合 監事	木山 光
近隣大規模土地所有者	前田 穰
国土交通省 北陸地方整備局 建政部 都市調整官	田中 正克
国土交通省 北陸地方整備局 道路部 道路調査官	松平 信治
国土交通省 北陸地方整備局 新潟国道事務所 所長	田中 創
国土交通省 北陸信越運輸局 交通政策部 部長	小椋 康裕
国土交通省 北陸信越運輸局 観光部 部長	中牧 俊明
新潟県 土木部都市局 局長	大坂 剛
新潟県 交通政策局 局長	田中 昌直
新潟県 観光局 局長	佐野 哲郎
新潟県 警察本部 交通部 部長	古川 尚史
新潟市 技監	新階 寛恭

### 【オブザーバー】

(順不同・敬称略)

所 属	氏 名
新潟市ハイヤータクシー協会 専務理事	佐々木 紀彦
新潟市 観光・国際交流部 部長	上村 洋
新潟市 土木部 部長	吉田 和弘